

給与所得等にかかる特別徴収のしおり

令和5年度から各種届出用紙は「特別徴収のしおり」に添付しないこととなりましたので、必要な届出用紙は、

港区のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

トップページ ⇒ オンラインサービス ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 税金(申請書ダウンロード)
⇒ 特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収関係申請書等)

※ダウンロードできない方は税務課課税係までご連絡ください。

港区 税務課

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25

お問合せ先

電話 03-3578-2111(代表)

- 課税内容 【課税係】 内線 2600～2607
異動届出書について
- 納税について 【納税促進係】 内線 2615～2621
2626～2633
- 納税管理人について 【税務係】 内線 2586～2590
退職金に係る特別徴収について 2613～2614

●私製納入書使用時の口座番号

銀行委託、又は本区指定以外の納入書で納入される場合は、
下記の口座に納入してください。

市区町村コード	131032
口座番号	00170-8-960005
加入者名	港区会計管理者
指定番号	特別徴収税額通知書をご参照ください。
取りまとめ銀行	(株)みずほ銀行公務第一部(0001-109)

※指定通知書を使用して、ゆうちょ銀行・郵便局で支払う場合の
口座番号は 00190-2-960641 となります。

この特別徴収のしおりは年度が終わるまで保管してください。

目 次

・ 特別徴収税額の納入について	P. 3
・ 特別徴収分の納入書について	P. 3
参考例：納入書の金額が変更になった場合は、3 ページへ	
・ 退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について	P. 4
・ 退職、転勤、所在地変更等の手続きについて	P. 5
・ 給与所得者異動届書の記入方法	P. 6
・ ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P. 7

提出書類	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届書
	※港区で特別徴収をしている社員がいない場合は提出不要
	特別徴収切替届出(依頼)書
	特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
	参考例：社員が少ないので納付回数を減らしたい場合は、3 ページへ
	ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

※各種届出用紙は、
港区のホームページ
からダウンロード
することができます。

特別徴収税額の納入について（地方税法 321 条 の 5）

1 納入期限

月割額を徴収した翌月 10 日（休日の場合はその翌営業日）までに納入してください。

令和7年度特別徴収税額の納期限

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
期限	令和7 (2025)年 7/10	8/12	9/10	10/10	11/10	12/10	令和8 (2026)年 1/13	2/10	3/10	4/10	5/11	6/10

2 納入場所について

- ・特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫等）
- ・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
（上記以外の地域では、しおりに綴り込みの「指定通知書（提出用紙は7ページへ）」をお近くのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。）
- ・港区役所税務課及び各総合支所（退職所得分を除く。）

3 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満である場合には、毎月徴収した税額を年 2 回の納期で納入することができる「納期の特例」の制度があります。

「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、区長の承認を受けると、納期の特例を利用できます。

申請書は、特例の適用を受けようとする月の 20 日までに「課税係」に提出してください。（例）6 月分から適用 ⇒ 6 月 20 日までに申請書を提出

【納期の特例を受けている場合の納期限】**第1回目** 6月～11月分 ⇒ 12/10 **第2回目** 12月～翌年5月分 ⇒ 翌年6/10

特別徴収分の納入書について

1 送付について

港区では、年度当初の税額通知書に 1 年分の納入書をまとめて送付しています。

納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書はお送りしていませんので、
納入金額に変更が生じた場合は、記入例を参考に金額を訂正し、納入してください。

2 納入金額を訂正する場合

各票（領収証書、納入書、納入済通知書）の納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し（訂正印は必要ありません。）、納入金額(2)の欄に内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

3 予備の納入書（白紙）をお使いになる場合

対象年月分、対象年月の納期限、納入金額(2)の欄に内訳と合計額を各票に記入してください。

【記入例】25,000円を30,000円に変更

令和7年 7月分		指 定 番 号 7 0 0 9 9 9 9 9 9 4		納入金額(1) 25,000 円		①印刷されている 金額を消す
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。また、月分は変更しないでください。		給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 , 0 0 0		
		納 退 職 入 所得分				③合計金額を記入
		延滞金 (日)				
納期限 令和7年 8月12日		(2)		合計額 3 0 , 0 0 0		

※ ￥マークは記入しないでください。

※ 訂正印は必要ありません。

退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について

1 納入のしかた

退職所得の支払いがある際には、他の所得と区分して特別区民税・都民税を計算及び徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

納入書の記入については、記入例を参考に記入してください。

あわせて、納入書裏面「納入申告書」の記入も必要となります。

「納入申告書」の記入方法につきましては、納入書裏面をご覧ください。

※個人事業主の方は、納入書裏面の「納入申告書」には記載せず、港区ホームページから「納入申告書」の用紙をダウンロードしていただくか、納入書裏面の「納入申告書」部分をコピーして、法人番号欄に個人番号を記載いただいたものを、郵送等により、「税務係」に提出してください。

【記入例】退職所得に係る特別区民税・都民税 50,000 円を追加(給与分変更なし)

令和7年 7月分	指 定 番 号 7 0 0 9 9 9 9 9 4	納入金額(1) 25,000 円	①印刷されている金額を消す
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。また、月分は変更しないください。	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 2 5 , 0 0 0	②給与分の金額を記入
	納 退 職 入 所得分	5 0 , 0 0 0	③退職所得分の金額を記入
	延滞金 (日)		
	(2)		
納期限 令和7年 8月12日	合計額	7 5 , 0 0 0	④合計金額を記入

※ 訂正印は必要ありません。

2 税額の算出方法

退職所得に係る住民税の計算方法は、港区ホームページ（URLは表紙参照）に掲載していますので、ご利用ください。

3 納入先

納入先は、納税者が退職した年の1月1日現在の住所地の区市町村になります。

退職、転勤、所在地変更等の手続きについて

1 各種届出

届出が必要な場合	提出書類
- 退職、休職、死亡等があった場合で、一括徴収又は普通徴収に切り替える場合 - 転勤、再就職等により異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届書
- 普通徴収から特別徴収に切り替える場合 - 併用徴収の普通徴収分を特別徴収に切り替える場合	特別徴収切替届出（依頼）書
- 送付住所、名称に変更があった場合 - 会社の合併、解散等があった場合	特別徴収義務者の所在地・名称変更届書 ※会社合併による名称変更等で、納税者に異動が生じる場合には、併せて「異動届」も提出してください。
納期の特例を申請する場合	特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

2 提出・郵送先

港区役所税務課課税係

105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

3 提出期限

異動が生じた月の翌月10日まで

（非課税者についても、港区が送付した税額通知書に氏名が記載されている場合には、必ず提出してください。）

※納期の特例を申請する場合は、特例の適用を受けようとする月の20日まで

4 異動後の未徴収税額の徴収方法

異動の時期等		令和7年6月1日から12月31日まで		令和8年1月1日から4月30日まで	
条件		本人から一括徴収の申出		未徴収税額を超える給与がある 又は退職手当等の支払がある場合	未徴収税額を超える給与がない 又は退職手当等の支払がない場合
異動後の未徴収 税額の徴収方法		あり ⇒ 一括徴収	なし ⇒ 普通徴収	⇒本人の申出にかかわらず一括徴収 ※一括徴収が義務付けられています。	普通徴収
取 扱 い	一括徴収	未徴収税額の全額をその給与又は退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入します。 死亡による退職の場合の残税額の徴収は、一括徴収によらず普通徴収となります。			
	普通徴収	未徴収税額は、後日、本人あてに送付する納税通知書で納めていただきますので、納税義務者本人に周知願います。 退職後、国外転出される方は、出国までに残税額を納付いただくか、納税管理人を定めていただく必要があります。			

関東1都6県及び山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局でも、
この指定通知書を提出をすることで納入できます。(保存用)

指 定 通 知 書

控

令和 年 月 日

郡
市

町
村

ゆうちょ銀行

店

郵便局

東京都港区長

上記ゆうちょ銀行・郵便局を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて港区の特別区民税・都民税・森林環境税（特別徴収税額）納入取扱店(局)に指定したので、同封の納入通知書により納入してください。

◎お願い

ゆうちょ銀行・郵便局名欄に貴社(所)の納入に便利なゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、指定通知書をそのゆうちょ銀行・郵便局へ第1回分の払込時に必ず提出してください。

(この用紙は控えですので貴社(所)で保存してください。)

(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

郡
市

町
村

ゆうちょ銀行

店長様

郵便局長様

東京都港区長

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて港区の特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収税額)納入取扱店(局)に指定したので通知いたします。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 認可番号 | 貯業二第 2955号 |
| 2. 口座番号 | 00190-2-960641 |
| 3. 加入者の名称 | 港区会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行東京貯金事務センター |

(切り取り線)

お知らせ

●特別区民税・都民税・森林環境税の電子申告システムeLTAXについて

港区では、特別徴収義務者の申告事務の軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書、異動届出書等の電子申告を受け付けています。
ご利用には、事前に所定の手続きが必要です。

詳細はeLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご参照ください。

電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは

▶ 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9

●給与支払報告書のeLTAX等による提出義務化について

令和3（2021）年1月1日以降の提出分から、基準年（前々年）における給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出枚数が100枚以上の場合、eLTAX等による提出が義務化されました。